

規 則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十八号

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年埼玉県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「指定管理職員」を「次号に掲げる学校職員以外の指定管理職員」に、「当該学校職員」を「当該指定管理職員」に改め、「第八号」の下に「。以下「管理職手当規則」という。」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務学校職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。次条第一項第二号において同じ。）である指定管理職員 次に掲げる当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 七千円

ロ 二種 五千円

ハ 三種及び四種 三千円

第二条第一項中「当該指定管理職員の占める職に係る学校職員の管理職手当に関する規則別表第一に掲げる」を「指定管理職員の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次号に掲げる学校職員以外の指定管理職員 次に掲げる当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 四千円

ロ 二種 三千円

ハ 三種及び四種 二千円

二 定年前再任用短時間勤務学校職員である指定管理職員 次に掲げる当該指定管理職員の占める管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種 三千五百円
- ロ 二種 二千五百円
- ハ 三種及び四種 千五百円

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

- 2 条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員の管理職員特別勤務手当の額(条例附則第八項の規定の適用については、当分の間、第一条第一項第一号及び第二条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用学校職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。))附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務学校職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)とみなして、改正後の第一条第一項及び第二条第一項の規定を適用する。